奈良県告示第三百五十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成二十三年二月八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

名　　称	所　在　地	認定が効力を有する期限
財団法人沢井病院	奈良市船橋町八	平成二十六年一月三十一日
松倉病院	奈良市川之上突抜町一五	平成二十六年一月三十一日
医療法人社団石洲会 石洲会病院	奈良市四条大路一丁目九番四号	平成二十六年一月三十一日
医療法人果恵会恵王 病院	北葛城郡王寺町王寺二丁目一〇番一八号	平成二十六年一月三十一日